二　法人税法施行令第七十三条第一項各号に規定する所得の金額、同令第七十七条の二第一項各号に規定する所得の金額及び同令第百四十二条の二第二項各号に規定する調整所得金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

三　法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

四　租税特別措置法施行令第三十五条第二項各号列記以外の部分に規定する当該事業年度の所得の金額、同条第三項に規定する対象年度の所得の金額、同令第三十六条第十四項に規定する計算した金額、同令第三十七条第六項に規定する計算した金額、同令第三十七条の三第三項に規定する当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の十三の二第一項に規定する計算した場合の当該事業年度の所得の金額、同令第三十九条の三十一第四項に規定する組合等損金額、同令第三十九条の三十二第一項に規定する組合損金額、同令第三十九条の三十二の二第一項に規定する当該事業年度の所得の金額及び同令第三十九条の三十二の三第二項に規定する当該事業年度の所得の金額は、特別損金算入規定を適用しないで計算するものとする。

第十八条の四第二項中「及び第四項」を削り、「同条第三項第一号」を「同項第一号」に、「及び第九号において「震災特例法」を「において「震災特例法」に改め、「。以下この号及び第九号において「平成二十九年改正法」という。」を削り、「平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項」を「同法第十五条の規定による改正前の震災特例法第十八条の二第一項」に改め、「、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は震災特例法第二十六条の二第一項若しくは平成二十九年改正法附則第百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十五条の規定による改正前の震災特例法第二十六条の二第一項の規定」と」を削る。

第十八条の五中「同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは」を「同条中「前条第三項各号」とあるのは」に、「前条第三項第一号」と、「前条第三項第九号」とあるのは「同令第十八条の四第二項の規定により読み替えられた前条第三項第九号」を「前条第三項各号」に改める。

第十九条第七項中「（法第十九条第四項又は第二十条第十四項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額（同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）とする。」に改め、同条第十一項中「（第二十四条第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。）」及び「第二十四条第十一項前段の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十項中「。次項」を「。第一号及び次項」に改め、「（法第十九条第十一項又は第二十条第十六項に規定する連結買換資産（第一号において「連結買換資産」という。）を含む。以下この項、次項及び第十七項において同じ。）」を削り、「、第一号」を「、同号」に改め、同項第一号中「連結買換資産」を「第十五項の規定の適用を受けた買換資産」に改め、「その他の財務省令で定める場合」を削り、「財務省令で定める金額」を「同項の規定により計算された金額と第十六項の規定により計算された金額との合計額（同条第十一項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該合計額に第十七項ただし書の規定により計算された金額を加算した金額）とする。」に改め、同条第十一項中「（第二十四条第十一項前段の買換資産の帳簿価額につき同項前段に規定する金額の増額をしなかった場合を含む。）」及び「第二十四条第十一項前段の買換資産にあっては、同項前段に規定する経過する日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する各事業年度」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十五項中「又は法第二十七条第四項」及び「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第十六項中「又は法第二十七条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する租税特別措置法第六十八条の七十八第八項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第二号中「又は第二十七条第十一項」を削り、同条第二十項中「第三十九条の七第二十六項」に改め、同条第二十五項を削り、同条第二十六項中「第一号から第四号まで」を「当該各号」に改め、「（第五号に掲げる場合にあっては、連結事業年度に該当しないこととなった事業年度開始の日）」を削り、「第一号若しくは第三号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定」を「当該各号に規定する特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額」に改め、「又は第二号、第四号若しくは第五号に規定する特別勘定若しくは期中特別勘定の基礎となった譲渡をした日を含む連結事業年度」を削り、同項第二号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十九項中「当該特別勘定の金額が連結事業年度において設けた法第二十八条第一項の特別勘定の金額である場合には、当該特別勘定の金額の計算の基礎となった同項に規定する取得に充てようとする額とし、」「（当該譲渡の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度」という。）」及び「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、「これらの」を「当該」に、「（法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。以下この項及び次項において同じ。）で法第二十条第七項」を「で同条第七項」に改め、「（当該譲渡年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定）」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「又は第二十八条第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第二十条第七項」を「同条第七項」に改め、「当該特別勘定の金額が法第二十八条第五項の規定により引継ぎを受けたものである場合には、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第二号に規定する取得に充てようとする額とし、」を削り、「これらの取得」を「当該取得」に改め、「当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十八条第八項及び第九項の規定」を削り、「金額とする。」を「金額」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項及び第三十二項を削り、同条第三十三項中「第二十条第十一項」を「第二十条第十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同項の次に次の二項を加える。

31　法第二十条第十一項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

32　法第二十条第十一項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第十一項の規定は、適用しない。

一　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

第十九条第三十四項中「法第二十七条第一項に規定する譲渡の日を含む連結事業年度（以下この項において「譲渡連結事業年度」という。）後の各事業年度を含み、連結事業年度に該当する事業年度を除く。」を削り、「おいて法第十九条第一項若しくは第八項又は」を「おいて同条第一項若しくは第八項又は法」に改め、「又は当該譲渡連結事業年度（以下この項において「譲渡年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「譲渡年度以後の年度」という。）」、「（当該譲渡年度以後の年度が連結事業年度に該当する場合には、法第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項の規定）」及び